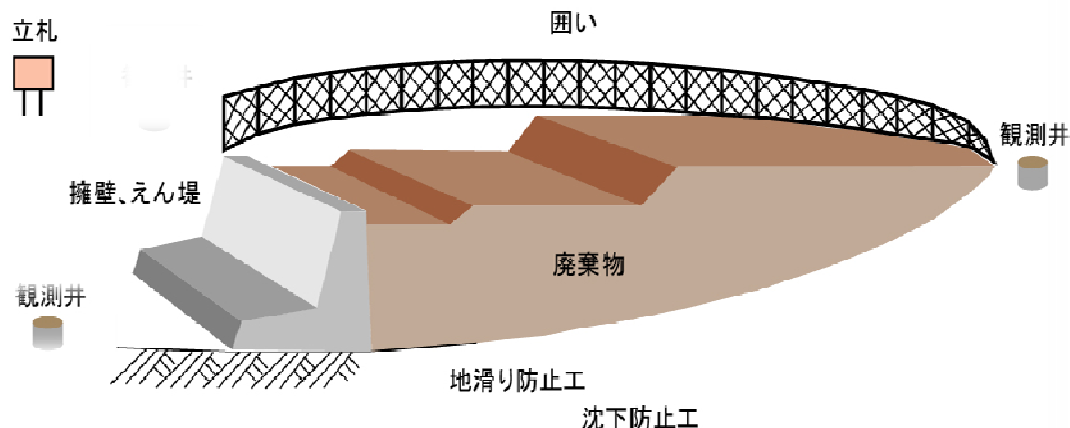


安定型最終処分場について

安定型最終処分場とは、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、がれき類等の、分解せず安定型である一定の産業廃棄物(安定型産業廃棄物)を、埋立処分することが認められている処分場のこと。

安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物を搬入しないよう、展開検査が義務付けられている。

■ 構造のイメージ



■ 安定型産業廃棄物

廃プラスチック類

ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)を除く。

ゴムくず

がれき類

金属くず

ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板を除く。

ガラス・陶磁器くず

ただし、自動車等破砕物、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)、廃ブラウン管の側面部、廃石膏ボードを除く。

環境大臣が指定する産業廃棄物

石綿含有廃棄物を、処理基準にのっとり溶融又は無害化処理して生じた産業廃棄物、溶融又は無害化処理して生じたばいじんを基準にのっとり溶融して生じた産業廃棄物 など

最終処分場の埋立終了後の維持管理コスト

維持管理費用の項目

埋立終了時

最終覆土費用
法面保護工事費用
植栽費用
雨水排水設備費用
ガス抜き設備費用(※)

埋立終了後から廃止までの期間

人件費
施設・機器の点検費用
施設・機器の補修費用
浸出液処理設備運転管理費用(※)
水質検査等モニタリング費用
(保有水、放流水、地下水等のモニタリング)等

廃止時

管理事務所の撤去費用 等

※ 管理型処分場のみ。

(計 算 例)

管理型最終処分場

- ◆ 埋立面積 30,000 m²
- ◆ 埋立期間 10年
- ◆ 維持管理年数 18年
(燃え殻、焼却灰等が埋立物に含まれる施設を想定)
- ◆ 浸出液処理施設能力 150m³/日

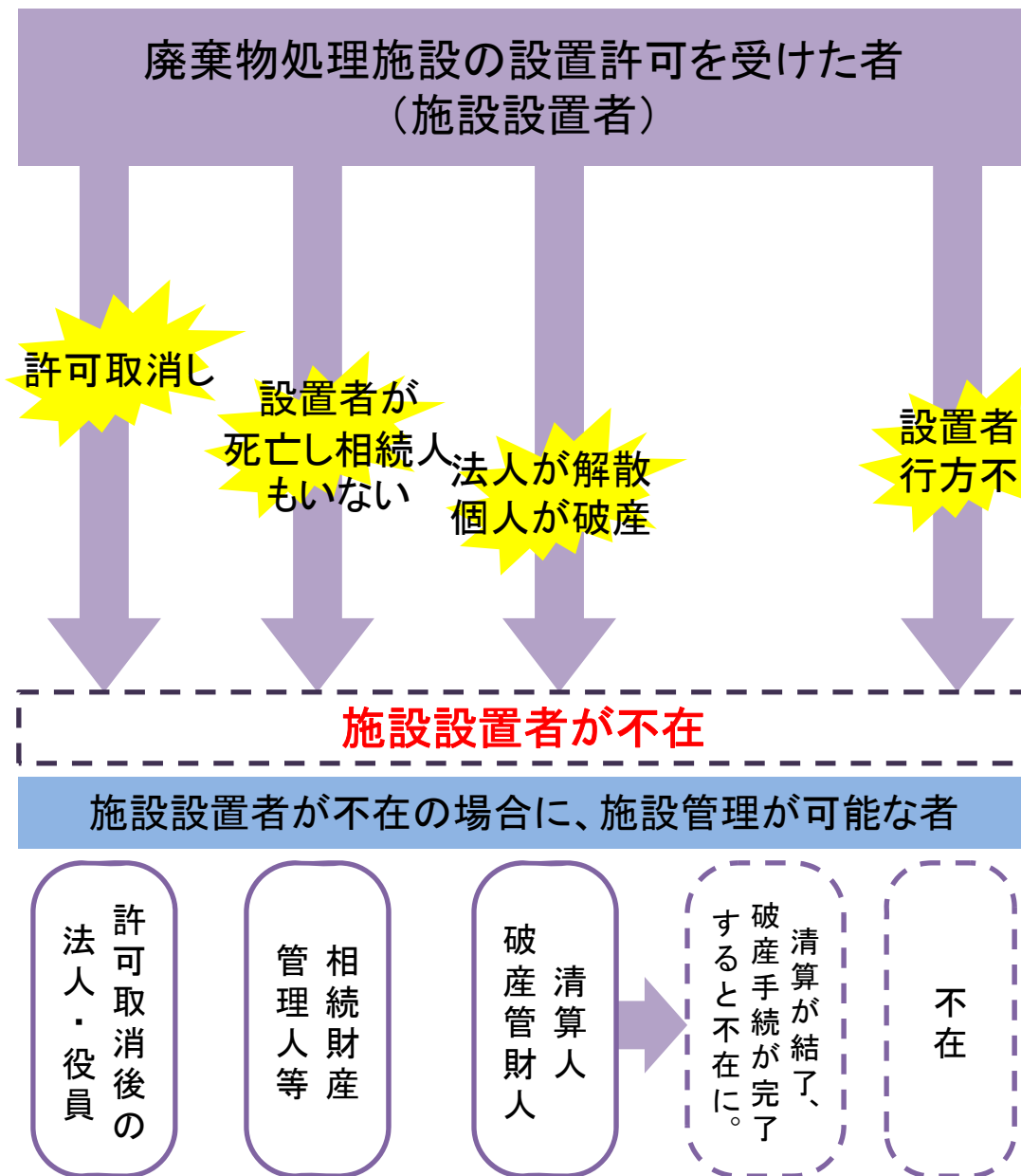
(総額)約12億円

安定型最終処分場

- ◆ 埋立面積 30,000 m²
- ◆ 埋立期間 10年
- ◆ 維持管理年数 3年

(総額)約8千万円

最終処分場の設置者が不在となる場合

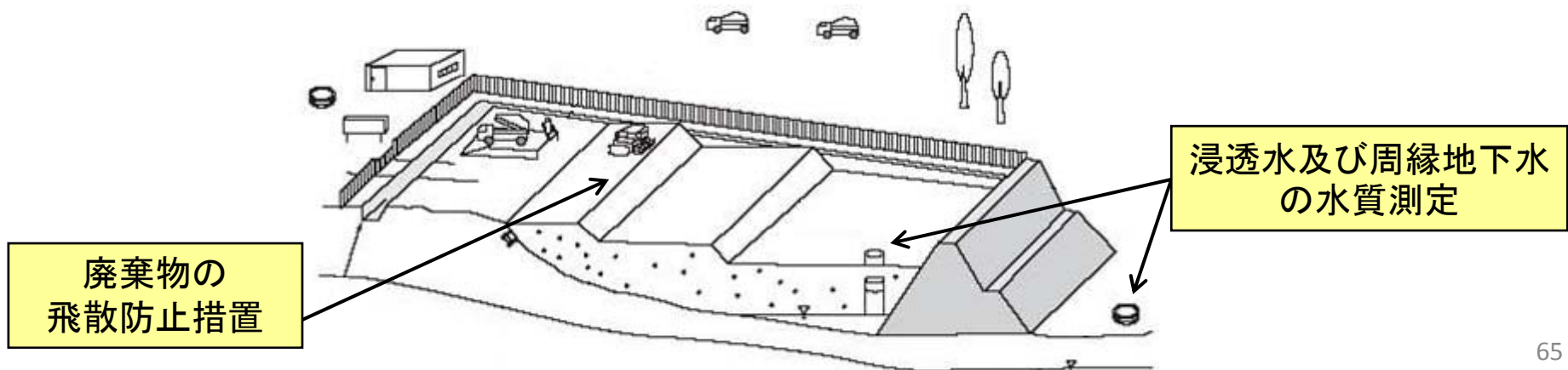


- 最終処分場の維持管理義務
- 維持管理積立金の積立義務
- 埋立終了の届出義務
- 廃止の届出義務、都道府県による廃止確認を受ける義務
- 維持管理するために維持管理積立金を取り戻すことができる。

- 施設設置者の代わりに施設管理が可能な者であっても、維持管理義務等の責任を負う仕組みになっていない。
- 施設管理が可能な者がいないために行政が公費を投入して管理せざるをえない場合があるが、維持管理積立金を利用できる仕組みになっていない。

最終処分場が放置され問題となった事例

- A市に設置されたB事業者のC処分場(安定型)について、A市が立入検査を行ったところ、著しい容量超過が判明。
 - A市はB事業者に対し、改善命令を発出したが、B事業者には命令を履行する資力が無く休眠状態に。
 - A市は周辺住民の不安解消のため、C処分場についての維持管理を代行。
 - ✓ 浸透水及び周縁地下水の水質測定
 - ✓ 表出している廃棄物の飛散防止措置
 - A市は施設の設置者ではないため、当該維持管理にかかる経費について維持管理積立金を取り戻すことができない。
- ※ 同様の問題は、設置者が許可取消処分を受けた場合や行方不明となった場合などにも起こり得る。



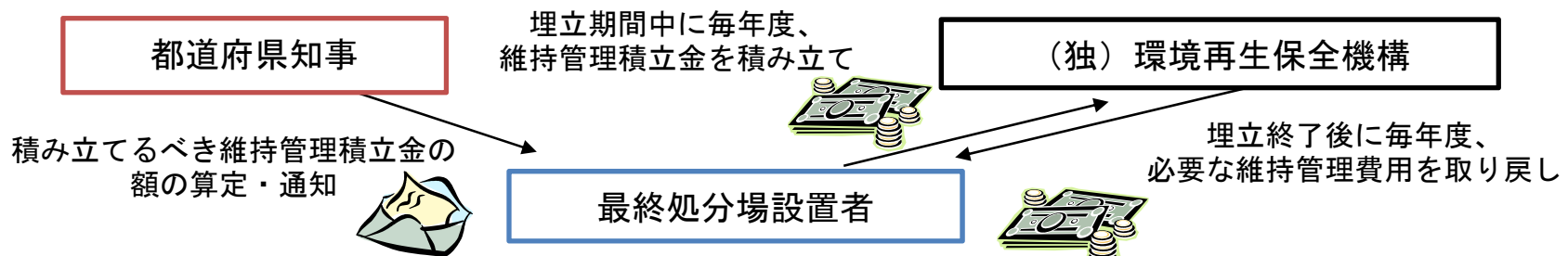
最終処分場維持管理積立金制度

制度の趣旨

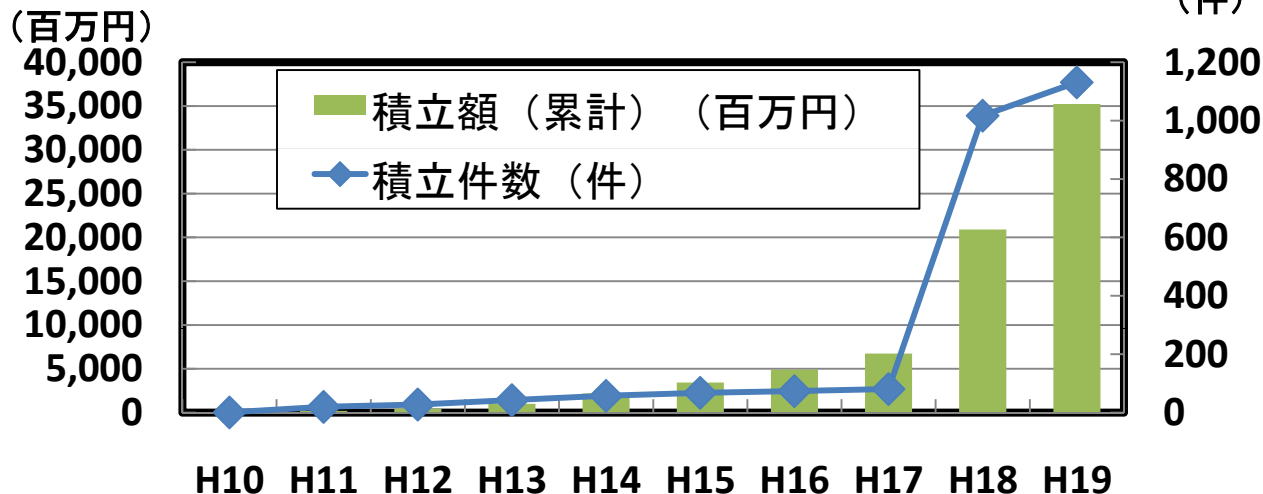
最終処分場は、埋立終了後は収入がなくなる一方で、埋立終了後、廃止までの間、必要な維持管理を行わなければならないため、埋立終了後の最終処分場の適正な維持管理を確保するため、最終処分場の設置者に対し、埋立終了後に必要となる維持管理費用をあらかじめ積み立てることを義務づけるもの。

制度の仕組み

- ① 最終処分場の設置者は、埋立期間中、毎年度、都道府県知事が通知する額の金銭を、独立行政法人環境再生保全機構に積み立てる。
- ② 最終処分場設置者は、埋立終了後、毎年度、維持管理費用を独立行政法人環境再生保全機構から取り戻す。



■ 積立額(累計)及び積立件数



■ 平成17年の法改正により、最終処分場の維持管理積立金制度の対象を全ての許可処分場に拡大

■ 積立金未収納件数
 {=(通知件数)-(積立件数)}
 H19:176件 (H18:195件)

廃棄物処理センター制度

■産業廃棄物処理施設整備に係る公共関与の形態

形態		内容
経営参加		事業主体への出資
経済的手法 (ハード的支援)	用地確保支援	公共用地の無償提供・賃貸・売却 等
	補助等の助成	施設整備費に対する補助・低利融資・債務保証 等
規制・誘導・支援策 (ソフト的支援)	地元説明	立地について理解を得るための住民説明
	申請手続き等	アセスメント支援、都市計画審議会申請業務 等
	その他	安全で安心できる施設に廃棄物が集まる環境づくり、リサイクル品流通支援、残渣処分先確保の協力、情報提供 等

公共の信用力を活用して安全性・信頼性の確保を図りつつ、民間の資本・人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、公的主体の関与した一定の法人等を環境大臣が廃棄物処理センターとして指定し支援

■産業廃棄物処理事業の事業主体

事業主体	事業主体の性質・特徴
① 民間事業者	
② PFI選定事業者	
③ 株式会社(公共の1/3以上の出資)	
④ 財団法人	
⑤ 公共直営	

廃棄物処理法第15条の5

廃棄物処理センターの指定実績及び稼働状況

- 18法人を指定(平成21年6月現在)
- うち、13法人の処理施設が稼働
稼働中

未稼働

都道府県	法人名	指定日	事業実施状況	都道府県	法人名	指定日
岩手県	(財)クリーンいわて事業団	H5.1.7	最終処分場、焼却施設、破碎施設が稼働(平成7年9月～)	香川県	(財)香川県環境保全公社	H6.3.14
愛媛県	(財)愛媛県廃棄物処理センター	H5.11.25	焼却施設が稼働(平成12年1月～)	高知県	(財)エコサイクル高知	H6.8.1
新潟県	(財)新潟県環境保全事業団	H6.6.29	焼却施設、最終処分場等が稼働(平成11年4月～)	和歌山県	(財)紀南環境整備公社	H17.12.1
兵庫県	(財)兵庫県環境クリエイトセンター	H7.11.27	最終処分場が稼働(平成13年10月～)	愛知県	(財)愛知臨海環境整備センター	H18.6.14
三重県	(財)三重県環境保全事業団	H11.11.22	焼却施設が稼働(平成14年12月～) 平成21年度から最終処分場を建設予定	熊本県	(財)熊本県環境整備事業団	H20.3.17
神奈川県	(財)かながわ廃棄物処理事業団	H12.11.2	焼却施設が稼働(平成13年6月～)			
宮崎県	(財)宮崎県環境整備公社	H12.12.20	最終処分場、焼却施設等が稼働(平成17年11月～)			
島根県	(財)島根県環境管理センター	H12.12.20	最終処分場が稼働(平成14年4月～)			
茨城県	(財)茨城県環境保全事業団	H13.12.17	最終処分場、焼却施設が稼働(平成17年8月～)			
佐賀県	(財)佐賀県環境クリーン財団	H14.3.11	最終処分場、焼却施設が稼働(平成21年4月～)			
山梨県	(財)山梨県環境整備事業団	H14.11.25	最終処分場が稼働(平成21年5月～)			
滋賀県	(財)滋賀県環境事業公社	H14.11.25	最終処分場が稼働(平成20年10月～)			
岩手県	いわて県北クリーン(株)	H18.10.30	焼却施設が稼働(平成21年4月～)			

廃棄物処理センターに対する支援制度

国庫補助

①産業廃棄物処理施設モデル的整備費補助

- ・一定規模以上の産業廃棄物の焼却施設、最終処分場等の整備につき、施設整備費の1/4を上限として、都道府県負担額と同額を補助
- ・都道府県の負担については地方債措置の適用あり

②廃棄物処理施設整備費補助

- ・一般廃棄物及び公共系産業廃棄物受入分に対する補助

③広域的廃棄物埋立処分施設整備費 (安全性等確保事業)補助

- ・最終処分場の安全性確保のための事業(環境アセスメント、水質検査設備の整備等が対象)に対する1/2補助

税制上の特例措置

- ・ 廃棄物処理センターの基金に対する事業者の出えん金についての損金算入の特例

廃棄物処理センター整備基本計画調査(センター調査)

- ・ 廃棄物処理センターの整備促進のため、経営等の基礎調査を実施

産業廃棄物処理特定施設整備法に関する支援措置

- ・ 特定債務保証対象施設の整備に当たり、振興財団の債務保証

廃棄物処理施設に関するリスクコミュニケーション



廃棄物処理施設
の設置事業者

住民
関係市町村

県知事
政令市長

○ 定期点検結果、維持管理状況
の情報公開



● 帳簿、維持管理情報等の閲覧

● 許可申請
● ミニアセス結果
の提出

○ 生活環境保全の見地
からの意見に対する
事業者の見解

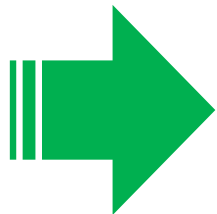
● 施設設置に関して
告示・縦覧
○ 行政処分情報
の公開

● 施設設置に関して
生活環境保全の見地
からの意見

● 許可審査
○ 定期点検
(維持管理状況、
施設構造の確認)
● 報告徴収・立入検査等
による適正処理指導

廃棄物の処理による生活環境リスクの共有
情報不足による不安感・忌避感を払拭

● : 現行法において定められている仕組み
○ : 現行法では定められていない仕組み



不法投棄撲滅アクションプラン

(平成16年6月15日策定)

1. 不法投棄の現状

■不法投棄の件数及び投棄量

- ・新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、近年40万t前後(1,000件前後)で推移。
- ・15年度当初の全国の不法投棄残存総量は、約1,096万t(約2,500件)。

■不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の環境面での影響はもちろん、原状回復費用(香川県豊島:総額447億円、青森・岩手県境:総額655億円)等の経済的損失をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、社会的な影響も極めて大きい。

2. アクションプランのねらい

- ・不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、その未然防止を図ることが不可欠。
- ・このため、従来より講じてきた罰則の強化等の措置に加え、廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策(アクションプラン)が必要。
- ・これにより、不法投棄対策の当面の目標である「5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする。」の実現を目指す。

3. アクションプランのポイント(3つの視点)

■地域における意識の向上

身近な散乱ごみ対策の強化(破れ窓理論の応用)

- ・分別収集ガイドラインの策定、日常生活や引越時等におけるごみ減量化の推進 等

■廃棄物処理体制の強化

受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上

- ・車両へのステッカー貼付、行政処分 of 徹底、国境を越える廃棄物移動の適正化
- ・処理施設の効率的整備に向けた国の支援の充実、処分場の安全対策の強化 等

■制度を支える人材の育成

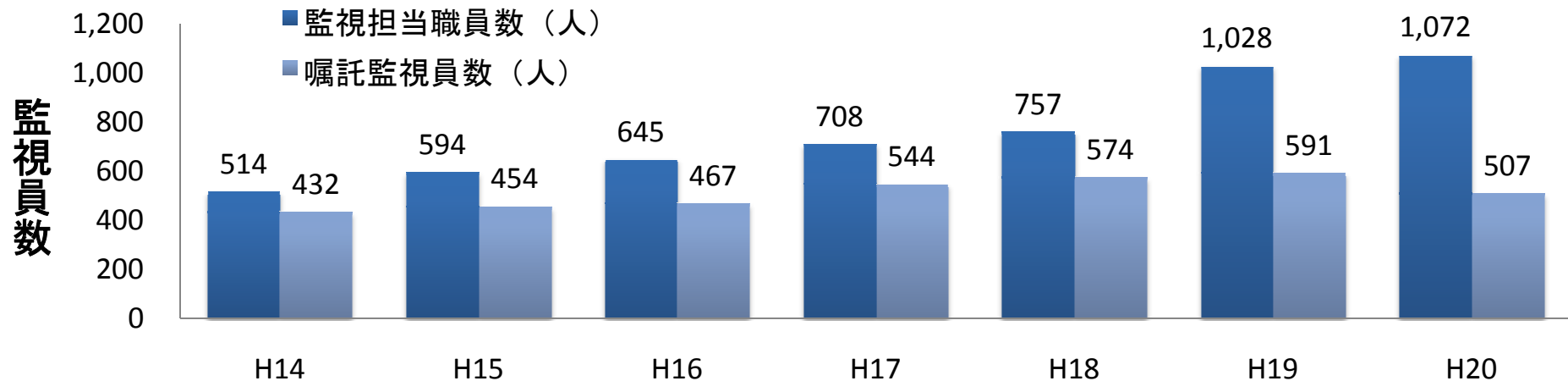
優良処理業者の育成や行政における体制整備

- ・評価基準の策定と税制措置等による優良処理業者の育成
- ・指導員の派遣・産廃アカデミー等による国と地方の人材育成
- ・地方環境対策調査官事務所の充実・強化や、不法投棄ホットラインの整備等を通じた環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化 等

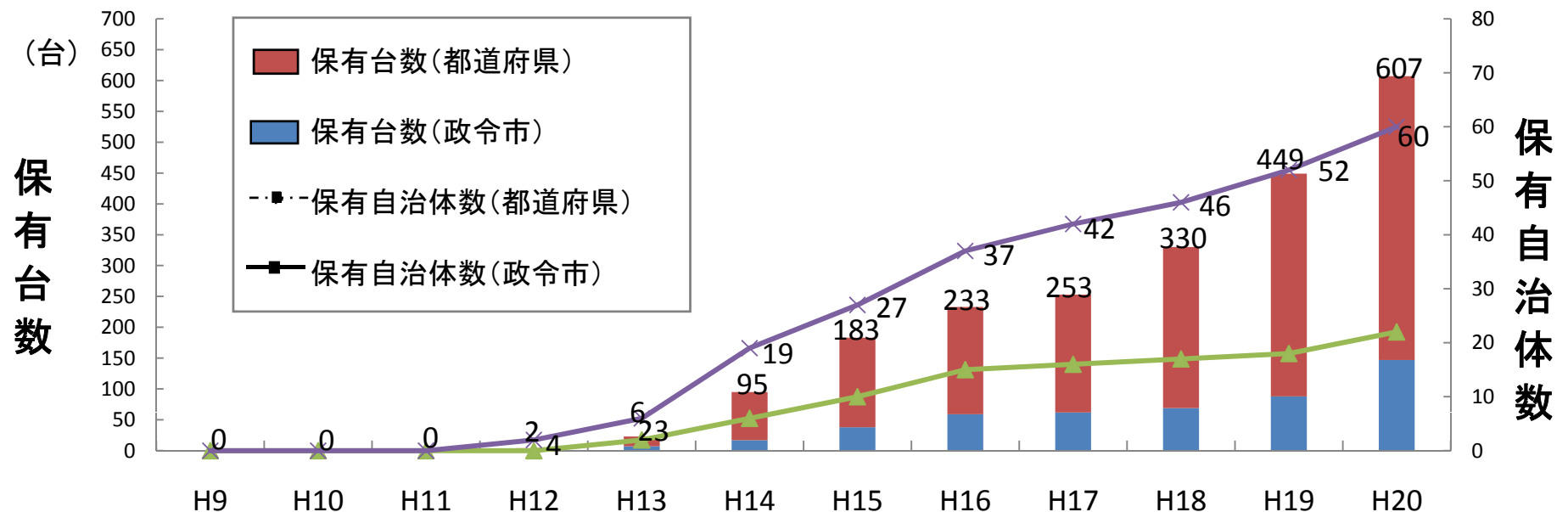
※ 当面の目標「平成21年までに大規模事案(5000トン以上)をゼロにする」

不法投棄監視体制について

■不法投棄等の監視・適正処理の指導担当職員数



■全国の固定式監視用カメラ保有自治体数と台数



報告徴収について

概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、行政は、廃棄物の処理、施設構造・維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。拒否・虚偽報告については、30万円以下の罰金の対象となる。

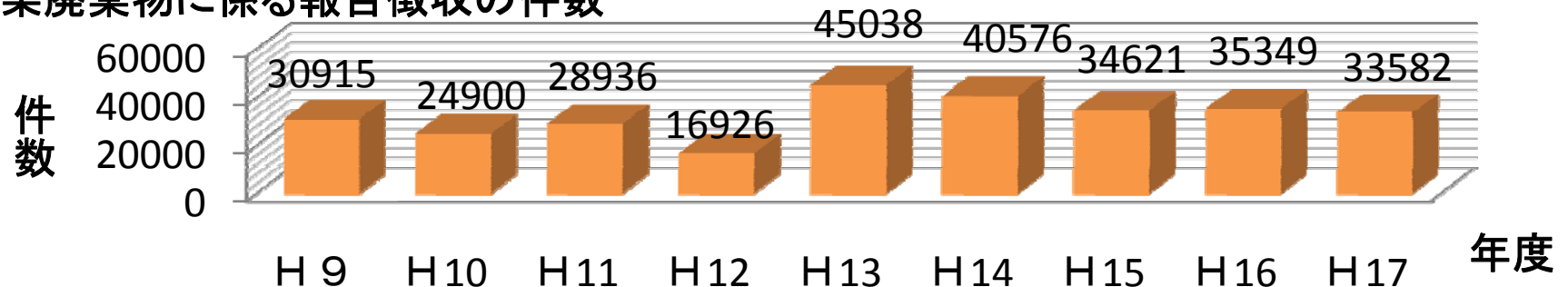
報告徴収の対象者

- ① 排出事業者
- ② 廃棄物・廃棄物である疑いのある物の収集・運搬・処分を業とする者（無許可業者も含む。）
- ③ 廃棄物処理施設の設置者
- ④ 情報処理センター（電子マニフェスト情報に関する報告徴収）
- ⑤ 廃棄物が地下にある土地（旧最終処分場など）の土地所有者
- ⑥ 指定区域（廃棄物が地下にある土地で都道府県知事に指定された区域）において土地の形質変更を行う者

廃棄物の不適正処理がされた土地の所有者

実行者と認められなければ、現行法では、法律に基づく報告徴収の対象とはならない。

産業廃棄物に係る報告徴収の件数



○ 平成12年法改正により、許可の欠格要件・取消要件の強化、保管基準、委託基準等の強化、措置命令対象拡大、罰則の引き上げなど一連の対策強化を図り、これを受け、平成13年に「行政処分の指針について」(通知)を発出し、行政処分を積極的かつ厳正に実施するべきであることを明確にした。

○ 平成15年法改正により、廃棄物の疑いがある物についても報告徴収を可能にした。